

2024年度 春の定期健康診断がいよいよ始まりますが、今年も特定保健指導を実施します。
<特定保健指導対象>

【2025年3月31日までに40歳以上の方へ】

※該当しているかどうかは、8月に配布する “マイヘルスレポート”でご確認ください。

※「既に生活習慣病関連で投薬を受けておられる方は、
会社健康診断時の問診票で、投薬を受けている欄にチェックをすると、
特定保健指導対象者から除外されます。」

※特定保健指導の実施は、健康保険組合に法律で義務化されています。

これを実施しないとペナルティとして国に納める後期高齢者納付金に加算されます。

.....

当健康保険組合は、健康保険法上で実施が義務とされている
「特定保健指導」を “2024年度定期健診結果” に於いて
下記選定基準に該当する全被保険者に対し、実施します。

.....

これは、2024年2月22日 石塚硝子健康保険組合 予算組合会に於いて、決議されました。

<特定保健指導の流れ>

- ① 該当者へ面談のご案内（日程の調整など）
- ② 管理栄養士と個別面談を行い、生活習慣改善の目標を設定する
- ③ 3ヵ月～6ヵ月間、管理栄養士によるメールや電話での支援を受ける
- ④ 指定期間終了時、最終評価を受ける

※詳しくは、<石塚硝子健康保険組合 HP> <https://ishizuka.kenpo.co.jp/healthcare/tokuho>

※支援レベルにより、支援期間等が異なります。

※特定保健指導レベルは、メタボリックシンドローム判定とは異なります。

<選定基準>

【2025年3月31日までに40歳以上】

タイプ（1）腹囲 男性85cm以上、女性90cm以上

タイプ（2）腹囲 上記未満でもBMI 25以上

追加リスク

- ①空腹時血糖 100mg/dl以上、またはHbA1c5.2%以上
- ②中性脂肪 150mg/dl以上、またはHDLコレステロール40mg/dl未満
- ③収縮期血圧 130mmHg以上、または拡張期血圧85mmHg以上
- ④喫煙歴あり（上記の①～③のリスクが1つ以上の場合にのみカウント）

<該当指導レベル>

A：動機付支援＝タイプ(1)で追加リスク項目数が1個、タイプ（2）で
追加リスク項目数が1個または2個

B：積極的支援＝タイプ(1)で追加リスク項目数が2個以上、タイプ（2）で
追加リスク項目が3個以上

以上